

指定管理者の指定について（磐田市勤労者総合福祉センター）

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

- 1 施設の名称 磐田市勤労者総合福祉センター
- 2 指定管理者 所在地 静岡県浜松市東区和田町708番地の1
名称 東海ビル管理株式会社
代表者 代表取締役 高橋 一博
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

参考資料

指定管理者の概要

名 称	東海ビル管理株式会社
設 立	昭和53年9月1日
資 本 金	1,000万円
目 的	次の事業を営むことを目的とする。
事業内容	<ol style="list-style-type: none">1 建築物及び付帯設備の清掃管理業務2 建築物の設備の保全、運転保守管理業務（空調設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備、消防設備、衛生設備）3 エレベーター、守衛、夜警、電話交換、受付、駐車場、ベッドメイク等の管理業務4 硝子清掃等高所作業5 建築物及び工場に於ける法的規制を受ける大気汚染防止法令、水質汚濁防止法令等による各種測定業務6 建築物に於ける法的規制を受ける建築物環境衛生基準、事務所衛生管理基準による測定及び検査業務7 建築物の備品、機械並びに器具、消耗品の販売8 室内装飾業9 喫茶店及び食堂の経営10 タバコ小売業11 一般廃棄物及び産業廃棄物処理業務12 焼却炉の販売・施工及び修理13 電気工事、管工事、消防施設工事、電気通信工事、塗装工事の請負施工14 宿泊業務15 酒類、各種飲料、食料品及び菓子類の販売16 ファミリーサポートセンター事業17 一時託児預かり事業18 子育て支援に関する事業19 指定管理事業20 植栽管理業務21 労働者派遣事業22 レンタカー事業23 前各号に付帯する一切の業務